

国民健康保険の届出をお願いします！

美波町の国民健康保険への加入・脱退・変更は、加入者ご自身に届出をしていただくことになります。
(お勤め先や他の市町村で手続きをするだけでは、美波町の国民健康保険への届出にはなりませんのでご注意ください)

次のような場合には、印鑑と必要な書類等をご持参の上、14日以内に役場保健福祉課または由岐支所まで届出をお願いします。

加入の届出が遅れた場合はさかのぼって国民健康保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられません。

※脱退・変更の場合、70歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」もいっしょにご持参ください。

※平成28年1月からは以下すべての届に対して通知カード等の提示(個人番号の確認のため)、本人確認書類提示(顔写真入りのものは1種、顔写真なしの場合は2種)が必要です。

| このよう な とき | | 必 要 な 書 類 等 |
|-------------------|--|---|
| 国民健康保険に 加入するとき | 他の市町村から転入したとき | ※先に住民生活課または由岐支所で転入の手続きをしてください その後、国保担当で加入手続きをお願いします ・印鑑 |
| | 職場の健康保険をやめたとき・ 職場の健康保険の被扶養者でなくな ったとき | ・社会保険資格喪失証明書や離職票など (健康保険をやめた日付が確認できる書類) ・印鑑 |
| | 子どもが生まれたとき | ・国民健康保険被保険者証 ・病院から交付された領収・明細書など ・印鑑 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | ・保護廃止(停止)決定通知書 ・印鑑 |
| 国民健康保険を 脱退するとき | 他の市町村へ転出するとき | ※先に住民生活課または由岐支所で転出の手続きをしてください その後、国保担当で喪失手続きをお願いします ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 |
| | 職場の健康保険に加入したとき・ 職場の健康保険の被扶養者になっ たとき | ・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険証(脱退する 方全員の方) ・印鑑 |
| | 死亡したとき | ・国民健康保険被保険者証 ・葬祭費の振込先口座番号 ・印鑑 |
| | 生活保護を受けるようになったとき | ・国民健康保険被保険者証 ・保護開始決定通知書 ・印鑑 |
| その 他 の 時 刻 | 住所・氏名・世帯主が変わったとき | ※先に住民生活課または由岐支所で変更 の手続きをしてください ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 |
| | 世帯分離・世帯合併をしたとき | ※先に住民生活課または由岐支所で変更 の手続きをしてください ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 |
| | 国民健康保険被保険者証を紛失した とき・汚れて使えないとき | ・本人が確認できるもの(運転免許証など) ・印鑑 |
| | 修学のため、子どもが世帯を離れて 他の市町村に居住するとき | ・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など ・印鑑 |

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

